

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年4月11日（金）第2998号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件） (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (社会福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の変更事項の届出（2件） (障害福祉課取扱い) 4
- 歳入の徴収事務の委託 (商工政策課取扱い) 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分（2件） (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了（2件） (農地整備課取扱い) 5
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 5
- 公共測量の終了（2件） (監理課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 6
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 6

## 公 告

- 一般競争入札公告 (情報政策課取扱い) 6
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（5件） (商工政策課取扱い) 9

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙人名簿登録の期日等 (選挙管理委員会取扱い) 12
- 衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日 (選挙管理委員会取扱い) 12
- 衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間 (選挙管理委員会取扱い) 13

## 公 安 委 員 会 告 示

- 鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警務課取扱い) 13

## 告 示

## 鹿児島県告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所

始良郡湧水町川添字比良田2035番5, 2035番6, 2035番11, 2035番12, 2035番24, 2035番32, 2036番, 2046番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字比良田2035番5・2035番6・2035番11・2035番12・2035番24・2035番32・2036番・2046番（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第433号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社健美堂薬局	南さつま市加世田武田18277番地6	平成26年3月31日

**鹿児島県告示第434号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
くれよん調剤薬局	薩摩川内市勝目町4110-21	平成26年2月7日
隼人の杜クリニック	霧島市隼人町見次580-2	平成26年3月1日
ならはら歯科クリニック	西之表市西之表字北ノ山10171-1	平成26年3月14日

**鹿児島県告示第435号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	所 在 地	
訪問看護ステーションりん	鹿屋市笠之原町7402番地1	平成26年3月11日

## 鹿児島県告示第436号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定医療機関の名称及び所在地  
医療法人誠真会しげなが歯科医院  
薩摩川内市平佐一丁目135番地
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
所在地	薩摩川内市平佐町 2426-7	薩摩川内市平佐一丁 目135番地	平成26年3月1日

## 鹿児島県告示第437号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアネット徳洲会鹿児島川内ケアセンター	薩摩川内市宮内町2026-2	株式会社ケアネット徳洲会鹿児島	鹿児島市下荒田三丁目44番18号のせビル202号	深川 大功	平成26年3月31日	訪問介護
デイサービスセンター翠香苑	阿久根市赤瀬川2730番地	社会医療法人昴和会	阿久根市高松町22番地	古郷米次郎	平成26年3月31日	通所介護

## 鹿児島県告示第438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鮫島整形外科病院	鹿屋市寿1-1-1	医療法人恵仁会	鹿屋市寿1-1-1	鮫島 貞仁	平成26年3月31日	介護療養施設サービス

## 鹿児島県告示第439号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアネット徳洲会鹿児島川内ケアセンター	薩摩川内市宮内町2026-2	株式会社ケアネット徳洲会鹿児島	鹿児島市下荒田三丁目44番18号のせビル202号	深川 大功	平成26年3月31日	介護予防訪問介護
デイサービスセンター翠香苑	阿久根市赤瀬川2730番地	社会医療法人昴和会	阿久根市高松町22番地	古郷米次郎	平成26年3月31日	介護予防通所介護

## 鹿児島県告示第440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
出水郡医師会広域医療センター 阿久根市赤瀬川4513	名称	出水郡医師会立阿久根市民病院	出水郡医師会広域医療センター	精神通院医療

## 鹿児島県告示第441号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
			変更前	変更後	
特定非営利活動法人夢の木 鹿児島市中山二丁目29-3-1	訪問看護ステーション夢の木 鹿児島市山田町67-6	事業所の所在地	鹿児島市中山二丁目31-13-203	鹿児島市山田町67-6	精神通院医療

## 鹿児島県告示第442号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 歳入の種類  
鹿児島県産業会館会議室等貸付料
- 委託の相手方  
鹿児島市名山町9番1号  
鹿児島県産業会館管理組合 事務局長 垂門和美
- 委託期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 鹿児島県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備霧島北部地区轟木換地区の換地計画に係る換地処分を、平成26年3月24日に行った。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第444号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備霧島北部地区大園換地区の換地計画に係る換地処分を，平成26年3月26日に行った。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第445号**

土地改良事業県営水利施設整備（基幹水利施設整備型）（旧：かんがい排水）（農業用排水施設整備）日吉地区の工事は，平成25年3月29日に完了した。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第446号**

土地改良事業県営広域営農団地農道整備（農道整備）南薩東部地区の工事は，平成25年3月29日に完了した。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第447号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成25年5月7日鹿児島県告示第562号で告示した基本測量の実施は，平成26年3月20日終了した旨の通知があった。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第448号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，鹿児島市長から平成25年6月28日鹿児島県告示第734号で告示した公共測量の実施は，平成26年3月14日終了した旨の通知があった。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第449号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，鹿児島市長から平成25年9月13日鹿児島県告示第985号で告示した公共測量の実施は，平成26年3月17日終了した旨の通知があった。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第450号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成26年4月11日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	霜出川辺線	南九州市知覧町西元字丸岡4869番1地先から同市川辺町本別府字柳村679番1地先まで	前	4.8～20.6	147.3
		南九州市知覧町西元字丸岡4869番1地先から同市川辺町本別府字柳村684番2地先まで	前	11.2～20.6	132.4
		南九州市知覧町西元字丸岡4869番1地先から同市川辺町本別府字柳村679番1地先まで	後	4.8～20.6	147.3
		南九州市知覧町西元字丸岡4869番1地先から同市川辺町本別府字柳村684番2地先まで	後	11.2～20.6	132.4

## 鹿児島県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年4月11日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	霜出川辺線	南九州市知覧町西元字丸岡4869番1地先から同市川辺町本別府字柳村684番2地先まで	平成26年4月11日

## 鹿児島県告示第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 川内都市計画道路
  - (2) 名称 3・5・22号中郷五代線
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

## 公 告

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 4 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量  
業務システム用サーバー機器等の賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成26年 7 月 31 日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
平成26年 9 月 1 日から平成31年 8 月 31 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の 3 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成26年 5 月 9 日午後 5 時 15 分までに 3 の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1 の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課システム管理係  
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577

## (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

## (4) 入札書の提出期限

平成26年 5 月 21 日午後 5 時 15 分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成26年 5 月 22 日 午後 2 時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 7 階）会議室 7 - 企 - 1
- (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ア）交付場所 (2)に同じ。  
（イ）交付期限 平成26年 4 月 30 日 午後 5 時 15 分
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- (2) 契約保証金  
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。  
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 7 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。  
(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格  
設定しない。
- 10 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県企画部情報政策課システム管理係  
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2384

ファックス番号 099-286-5527

12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Server apparatus for business system:Complete set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
31 July 2014
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 21 May 2014
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Information Policy Division  
Planning Department  
Kagoshima Prefectural Government  
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-2384  
FAX 099-286-5527

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年4月11日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年4月11日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー大口店

伊佐市大口里字桃木ヶ丸801番1 外1筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地

イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地  
株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目1番38号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から翌日の午前零時まで

イ 変更後 午前6時30分から翌日の午前零時30分まで

3 変更年月日

- (1) 2の(1) 平成25年 4 月 1 日  
(2) 2の(2)及び(3) 平成26年 3 月 25 日  
4 届出年月日  
平成26年 3 月 24 日

.....  
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年4月11日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年4月11日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 4 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー永利店  
薩摩川内市永利町字古川711番1号 外8筆
- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地
- イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地 外2社
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- ア 変更前 午前9時
- イ 変更後 午前7時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ア 変更前 第1駐車場 午前8時30分から午後11時まで  
第2駐車場 午前8時30分から午後10時まで
- イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

- 3 変更年月日  
(1) 2の(1) 平成25年 4 月 1 日  
(2) 2の(2)及び(3) 平成26年 3 月 25 日  
4 届出年月日  
平成26年 3 月 24 日

.....  
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年4月11日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年4月11日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 4 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

栗野リバーサイドモール  
始良郡湧水町木場街区60番

## 2 変更事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地 外5社

イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地 外5社

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

## (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

## 3 変更年月日

(1) 2の(1) 平成25年4月1日

(2) 2の(2)及び(3) 平成26年3月25日

## 4 届出年月日

平成26年3月24日

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年4月11日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年4月11日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー浦上店

奄美市名瀬大字浦上字緑1133番地4 外12筆

## 2 変更事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 (仮称) タイヨー浦上店

イ 変更後 タイヨー浦上店

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

## (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

## 3 変更年月日

(1) 2の(1) 平成23年4月1日

(2) 2の(2)及び(3) 平成26年3月25日

## 4 届出年月日

平成26年3月24日

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年4月11日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年4月11日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年4月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー平田店  
奄美市名瀬真名津町13番1号
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前 開店時刻 午前9時  
閉店時刻 翌日の午前零時
    - イ 変更後 開店時刻 午前7時  
閉店時刻 午後11時30分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前 午前8時30分から翌日の午前零時まで
    - イ 変更後 午前6時30分から翌日の午前零時まで
- 3 変更年月日  
平成26年3月25日
- 4 届出年月日  
平成26年3月24日

**選挙管理委員会告示****鹿児島県選挙管理委員会告示第7号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により、平成26年4月27日執行の衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成26年4月11日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成26年4月14日  
ただし、年齢については同月27日
- 2 登録を行う日  
平成26年4月14日
- 3 縦覧に供する期間  
平成26年4月15日

**鹿児島県選挙管理委員会告示第8号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成26年4月27日執行の衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同月15日からと定めた。

平成26年4月11日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

**鹿児島県選挙管理委員会告示第9号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、平成26年4月27日執行の衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を同月15日と定めた。

平成26年4月11日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

**公安委員会告示**

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月11日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

**鹿児島県公安委員会規則第8号**

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察の組織に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第16条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）の施行に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。